

令和7年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」に係る企画競争募集要領

令和7年3月14日

経済産業省中国経済産業局

地域経済部地域経済課（産業人材政策担当）

経済産業省中国経済産業局（以下、「当局」という。）では、令和7年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

また、本事業は、令和7年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

1. 事業の目的（概要）

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）を取り巻く経営環境は大きく変化し厳しさを増す中、特に人手不足は深刻な状況であり、中小企業等の経営改善や事業拡大等に取り組む上で大きな障壁となっています。

このような状況の中で、中小企業等が人材確保を実現するためには、従来どおりの方法で求人を行うのではなく、経営戦略と人材戦略を一体的に検討・策定・実行することが重要です。

労働力人口の減少が予測される中、人材を採用することはますます困難になることが予想され、特に、中国地域においては、生産年齢人口の減少率が全国平均と比較して高い水準で推移するなど、中小企業等の人材確保が課題となることから、フルタイムでの雇用等に捉われず、多様な人材を活用することがより一層必要です。

本事業では、中小企業等の経営力強化や人手不足に対応できるよう、経営戦略と人材戦略の一体的推進に向けた意識醸成を進めるとともに、人材戦略の検討・策定・実践をより多角的に支援することで人材課題の解決を図り、中小企業等の成長・発展に繋げていきます。また、副業・兼業人材、高度外国人、女性、高齢者等の多様な人材の確保・活用や職場環境改善による人材の確保・活用・定着を支援します。

さらに、地域の経営支援機関に対しても経営戦略と人材戦略の一体的推進の重要性を普及するとともに、中小企業等における副業・兼業人材のより一層の活用に向け、経営課題の解決に資する人材像の明確化やその後の採用・定着までを伴走して支援できる能力の向上を目指します。

2. 事業内容

当局管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）（以下、「管内」という。）における中小企業等を対象とし、各地域の実情を十分に認識した上で、地域の中小企業等の人手不足を解消するとともに、中小企業等の経営強化に資する人材確保支援のため、各提案者からの創意工夫による提案を募集します。

事業実施に当たっては、経済産業省及び中小企業庁による人材確保支援の取組や以下の報告書等を勘案してください。

- ・我が国産業における人材力強化に向けた研究会 報告書（平成 29 年度）
- ・中小企業人材マネジメント研究会 研究会報告書（平成 30 年度）
- ・中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（令和 5 年度）
- ・経営力再構築伴走支援ガイドライン（令和 5 年度） 等
- ・経済産業省ウェブサイト（「地域の人事部」事業）

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html

＜事業の具体的な内容＞

（１）経営戦略と人材戦略の一体的推進支援事業

中小企業等が抱える様々な経営課題の背景には人材の問題が潜んでいることが少なくないため、中小企業等の事業継続や経営力強化のためには、経営戦略に紐づいた人材戦略を策定・実行することが必要である。

また、中小企業等においては、自力で経営戦略及び人材戦略を策定することが困難な場合もあるため、経営支援機関における人材面での支援に関するノウハウの蓄積及び支援力の向上が必要である。

このため、本事業では「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（以下、「人材活用ガイドライン」という。）」の考え方にに基づき、経営戦略と人材戦略を一体的に推進することの重要性について、中国地域における中小企業等の経営者等及び経営支援機関の意識醸成・理解促進を図るとともに、経営支援機関の企業に対する人材面の支援能力向上を目指し、セミナー及びワークショップを開催する。

経営支援機関向けのセミナー及びワークショップについては、人材課題解決策の一つとして「副業・兼業人材」をテーマに含めることとし、中小企業等に対する副業・兼業への理解促進や、副業・兼業人材の活用を前提とした従来業務の切り出し等に関する経営支援機関の支援能力向上を図る。

なお、提案書には下記 9. の本事業における「経営支援機関」に関する定義を踏まえ、参加者のターゲティングを明確にした上で、どのように周知・広報し、集客するかを記載すること。

さらに、「人材活用ガイドライン」の活用を促す補助ツールを実証的に作成し、中小企業等における人材戦略の策定・実行を支援する。

具体的には以下①～⑤を実施することとする。

① 中小企業等向け／セミナー

中小企業等の経営者等が、経営戦略と人材戦略を一体的に推進することの重要性に自ら気づき、自社が抱える経営課題の解決に資する人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図ることを促すためのセミナーを開催する。

- ・開催回数：1 回程度
- ・参加企業数：100 社程度（管内の中小企業等を対象とする）

【実施イメージ】

- ・開催方法：原則ハイブリッド開催とし、対面での実施場所については地域の特性や集客等の観点から、本事業の実施効果が見込まれる地域とすること。

- ・実施時間：2時間30分程度
- ・実施内容：「人材活用ガイドライン」の考え方やステップ、取組のポイント等を踏まえながら、経営戦略と人材戦略の一体的推進の重要性について説明するとともに、中小企業等の人材不足対応や人材育成・定着につながる内容とすること。また、企業による取組事例紹介や、トークセッション等をプログラムに盛り込む等、中小企業等の理解を促すための工夫を行うこと。
- ・講師等：講師については、中小企業庁「中小企業・小規模事業者の人材戦略に関する有識者検討会」の委員または人材戦略に関する講演実績のある方が望ましい。なお、講演者が複数でも構わない。また、提案書には講師等の候補者を記載すること。なお、提案時に候補者の承諾を得る必要はない。

② 中小企業等向け／テーマ別ワークショップ

上記（１）①の内容を踏まえた上で、経営戦略と人材戦略の一体的推進に対する中小企業等の理解をより促進するため、人材戦略を実行する上での具体的な取組（人材の採用・育成・定着方法や環境整備等）に関するテーマを複数設定し、テーマごとにワークショップを開催する。

- ・開催回数：3回（3テーマ）程度
- ・参加企業数：各回30社程度（管内の中小企業等を対象とする）

【実施イメージ】

- ・開催方法：原則ハイブリッド開催とし、対面での実施場所については地域の特性や集客等の観点から、本事業の実施効果が見込まれる地域とすること。
- ・実施時間：2時間程度
- ・実施内容：参加対象が中国地域の中小企業等であることも踏まえ、適当なテーマを設定すること。ワークの形式は問わないが、オンラインで参加する場合にも不都合が生じないよう工夫すること。また、下記（１）⑤で作成する「人材活用ガイドライン」活用補助ツールを用いたワークを行う回を1回以上設けること。
- ・講師等：提案書には講師・ファシリテータ等の候補者を記載すること。なお、提案時に候補者の承諾を得る必要はない。

③ 経営支援機関向け／セミナー

経営支援機関に対し、「人材活用ガイドライン」の考え方やステップ、取組のポイント等を周知するとともに、中小企業等における副業・兼業人材の活用に向けた支援力向上を図るためのセミナーを開催する。

- ・開催回数：1回程度
- ・参加機関数：50機関程度（管内の経営支援機関を対象とする）

【実施イメージ】

- ・開催方法：原則ハイブリッド開催とし、対面での実施場所については地域の特性や集客等の観点から、本事業の実施効果が見込まれる地域とすること。
- ・実施時間：2時間30分程度
- ・実施内容：「人材活用ガイドライン」に関する説明と中小企業等の人材確保・育成・定着に関する課題や解決方法、取組事例紹介等を含めること。
また、「副業・兼業人材」の活用についてもテーマに含めることとする。
- ・講師等：講師については、中小企業庁「中小企業・小規模事業者の人材戦略に関する有識者検討会」の委員または人材戦略に関する講演実績のある方が望ましい。
なお、講演者が複数でも構わない。
また、提案書には講師等の候補者を記載すること。なお、提案時に候補者の承諾を得る必要はない。

④ 経営支援機関向け／テーマ別ワークショップ

上記（１）③の内容を踏まえた上で、経営支援機関が、中小企業等が抱える経営課題の解決に向け、人材戦略の策定・実践にあたっての具体的な取組を整理できる能力の向上を図るため、テーマを複数設定し、テーマごとにワークショップを開催する。

- ・開催回数：3回（3テーマ）程度
- ・参加機関数：各回10機関程度（管内の経営支援機関を対象とする）

【実施イメージ】

- ・開催方法：原則ハイブリッド開催とし、対面での実施場所については地域の特性や集客等の観点から、本事業の実施効果が見込まれる地域とすること。
- ・実施時間：2時間程度
- ・実施内容：参加対象が中国地域の経営支援機関であることも踏まえ、適当なテーマを設定すること。ワークの形式は問わないが、オンラインで参加する場合にも不都合が生じないよう工夫すること。
なお、以下のテーマについては、中国地域における活用が十分には進んでいない状況を鑑み、いずれかの回で必ず取り上げること。
＜必須テーマ＞
 - ・副業・兼業人材の活用
 - ・「地域の人事部※１」の取組事例の紹介
- ・講師等：提案書には講師・ファシリテータ等の候補者を記載すること。なお、提案時に候補者の承諾を得る必要はない。

※１：「地域の人事部」とは、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方公共団体、金融機関、教育機関、業界団体、経営支援機関等と連携し、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保及び域内でのキャリアステップの構築等を行う取組のことをいう。

⑤ 「人材活用ガイドライン」活用補助ツールの作成

中小企業等及び経営支援機関における「人材活用ガイドライン」の活用を促すための補助

ツールを実証的に作成する。媒体や様式は問わないが、事前に整理すべき自社の人材面に係る課題等を簡易的に診断できる等、「人材活用ガイドライン」に記載のステップを踏む前段として機能するツールとなるよう工夫すること。

また、作成にあたっては（１）②のいずれかの回において本ツールを使用し、中小企業等の意見として集約・反映すること。

なお、「人材活用ガイドライン」活用補助ツールについては、本年度事業の完成品を基礎として、令和８年度以降も当局事業において内容をブラッシュアップしていくことを想定。

（２）副業・兼業人材活用支援及び活用事例の実態調査事業

中小企業等が自社の経営課題を整理した上で、それらの課題解決のために必要な人材を確保するためには、従来の働き方や採用手法に捉われず、「多様な人材」の活用を検討することが重要である。

その中で、「副業・兼業人材」については、従来型の正社員採用や直接雇用だけでは補えなかった人材不足の解消に寄与するとともに、外部人材との協働による社内人材の育成や経営者等の気づきにも有効と考えられる一方、中国地域の中小企業等では未だ活用が進んでいない。

そこで、本事業では副業・兼業人材とのマッチングを支援し、中小企業等における課題解決のための人材確保・育成に繋げる。

また、当局の過年度事業における副業・兼業人材の活用事例について、その経緯、課題及び採用後の影響等に関する実態を調査し、副業・兼業人材の効果的な活用例を収集することにより、令和８年度以降に引き続き副業・兼業人材の活用促進を行う際の基礎資料として活用する。

具体的には以下①～②を実施することとする。

① 副業・兼業人材活用支援

i) 副業・兼業人材活用セミナー

中小企業等を対象に副業・兼業人材の活用に向けた意識醸成セミナーを開催し、下記 ii) 以降への参加企業の発掘につなげる。

- ・開催回数：１回程度
- ・参加企業数：50 社程度（管内の中小企業等を対象とする）

【実施イメージ】

- ・開催方法：原則オンライン開催とする。
- ・実施時間：２時間程度
- ・実施内容：副業・兼業人材に関する労働市場の動向や活用の意義、副業・兼業人材を活用した企業による事例紹介等のほか、自社の課題整理や解決方を策定した上で必要な人材確保を行うための選択肢の一つとして副業・兼業人材の活用を検討することの必要性についても、併せて説明すること。
- ・講師等：提案書には講師等の候補者名を記載すること。なお、提案時に候補者の承諾を得る必要はない。

ii) マッチングイベント

●参加企業の発掘

上記（２）① i）の参加者の他、必要に応じて経営支援機関等との連携及び提案者の持つ経営資源を活用し本事業への参加企業を発掘する。

なお、参加対象企業は管内の中小企業等とし、５県全てで発掘を行うこと。

具体的な発掘方法に指定はないが、提案として参加企業発掘のためのセミナー等を上記（２）① i）とは別に開催して差し支えない。

●副業・兼業人材の発掘

提案者の持つ経営資源を活用する他、必要に応じて経営支援機関等との連携を通じて、本事業に参加する副業・兼業人材を発掘する。

具体的な発掘方法に指定はないが、提案として人材発掘のためのセミナー等を開催して差し支えない。

●副業・兼業人材とのマッチングイベントの開催

中国地域の中小企業等と副業・兼業人材とのマッチングイベントを実施する。

開催方法、実施回数、プログラムの構成等については自由な提案を可とするが、企業と副業・兼業人材とのマッチングにおいてミスマッチが生じないように工夫を行うこと。

- ・開催回数：１回以上
- ・参加企業数：２５社程度（副業・兼業人材とのマッチングに臨む企業数）
- ・参加人材数：８０名程度（参加企業とのマッチングに臨む人材数）

なお、上記の発掘・マッチングイベントのほか、本事業への参加を希望する企業に対して個別マッチング支援を行う。

具体的には下記【実施イメージ】の①～③のうち、企業ごとに必要な支援を行うこととする。

【実施イメージ】

①企業の経営課題の明確化

②求人像の抽出・整理

- ・外部人材への業務依頼型の活用事例に加え、外部人材と受け入れ企業の社員との協働による社内人材育成型の活用事例も組成すること。

③フォローアップ

- ・マッチングが成立した企業における獲得人材の活用状況について、ヒアリング等によるフォローアップを行うこと。
- ・企業における外部人材の活用に向けて、必要に応じ組織体制に関する支援を行うこと。

iii) 事例のとりまとめ

下記５．（４）で示す調査報告書とは別に、本事業での取組について、人材活用のポイント等も加味した好事例を取りまとめる。様式及び提出期限等については、採択後に当局から別途提示する。

- ・事例の取りまとめ：５社程度（県の重複は可能な限り避けること）

② 副業・兼業活用事例の実態調査

令和４年度から令和６年度に当局で実施した「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」において副業・兼業人材とのマッチングに至った事例から調査対象企業を選定し、下記【調査項目（例）】を中心にヒアリング等により調査する。併せて、ヒアリング等の結果から副業・兼業活用の好事例と思われる事例を５事例程度抽出し、公表を前提とした資料（Ａ４サイズ、ヨコ、１枚程度）を作成すること。

なお、当該５事例は可能な限り地域（県等）や業種等の重複を避けること。

・調査対象企業数：１５社程度

※具体的な調査対象については契約後に当局から別途提示。

【調査項目（例）】

- ・副業・兼業人材の採用を検討するに至った自社の課題整理・戦略策定の経緯
- ・副業・兼業人材の属性
- ・自社における副業・兼業人材の役割
- ・社内人材との協働の状況・改善効果・課題
- ・副業・兼業人材が社内に与えた影響 等

（３）調査報告書の作成

上記（１）～（２）の内容を踏まえ、調査報告書を作成する。報告書案については事業完了の１か月前までに当局へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了１０日前までに修正版の報告書案を当局へ提出し、再度の確認を受けること。

<事業実施の目標の設定（KPI）等>

上記２．のうち、イベント参加企業の満足度（９０％以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※１）を事業全体のKPIとし、内定率３０％以上を目指すものとする。

また、マッチング事業以外に分類される事業についても、セミナー等の参加企業数や人材数、中小企業等や経営支援機関に対して、人材の確保・活用等を行う上での気付きや行動変容を促すなど、目標を明確に設定すること。具体的な内容は、当局と協議の上、決定することとする。

（※１）内定率＝内定件数（※２）／参加人材数（※３）

（※２）マッチング事業に分類される事業の参加企業に対して調査を行い、集計すること。

なお、内定件数の定義は、当局の指定に従うこと。

（※３）マッチング事業に分類される事業に参加した人材数とする。

<その他>

（１）イベント情報の広報

実施するイベント情報については、当局と相談の上、効果的な広報を行うこと。

なお、上記２．で実施するセミナーについては概ね１ヶ月前、ワークショップについては概ね３週間前には実施内容等を確定し、速やかに広報活動（周知、PR）を行うこと。

（２）イベント効果等の把握

各イベント等の開催に際しては、本事業に参加した中小企業等及び人材に対して、上記 2. で設定した事業目標に対する効果等について調査を行い、当局に共有することとする。なお、具体的な調査対象数・内容・方法については、当局と協議の上、決定することとする。

(3) 参加企業に対する人材の採用状況のフォロー

本事業に参加した中小企業等（セミナーのみに参加している企業等を含む）に対して、令和 8 年 3 月までの本事業期間中において、人材の採用状況（採用・内定件数）をフォローすること。

(4) 報告等

当局の指示（報告方法を含む）に従い、各事業の実績を翌月 7 日までに報告すること。なお、報告内容については、以下のとおりとする。

- ・ 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集、分析のために訪問した企業数、情報取得企業数 等
 - ・ 各イベント等の参加企業数、参加者数、アンケート結果、内定状況 等
 - ・ 本事業の各連携会議の開催報告（議事録含む）、配付資料 等
- ※その他、当局が報告を求める場合は速やかに報告すること。

(5) 留意事項

上記のほか、当局と相談の上で、地域の関係機関（地方自治体、関係府省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関等）等と可能な限り連携し、適切な役割分担・協力の下、事業を行うこと。また、そのための具体的な連携体制、連携内容を提案すること。

その他、当局の指示に従い、中小企業庁が実施する事業に協力すること。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別紙 1 のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事

業者ではない場合にあっては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して事業を実施すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

（１）契約形態

委託契約

（２）採択件数

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・ 経営戦略と人材戦略の一体的推進支援事業 | 1 件 |
| ・ 副業・兼業人材活用支援及び活用事例の実態調査事業 | 1 件 |

なお、採択に関し、当局において採択条件を示す場合があります。

（３）予算規模

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・ 経営戦略と人材戦略の一体的推進支援事業 | 2,000 万円 |
| ・ 副業・兼業人材活用支援及び活用事例の実態調査事業 | 2,200 万円 |

各事業、上記の金額（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。各対象経費については、「10. 経費の計上」をご参照ください。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。

（４）成果物の納入

①調査報告書等一式

- ・ 調査報告書、報告書骨子（様式１）、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式２）、二次利用未承諾リスト（様式３）を納入すること。
- ・ 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。なお、報告書のデータ量が128MB、ページ数が1,000ページ又は文字数が400万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。
- ・ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「図表等データ」という。）については、構造化されたExcelやCSV形式等により納入すること。

②調査報告書等一式（公表用）

- ・ 調査報告書及び様式３（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能²な図表等データを、プロパティを含む状態で納入すること。

¹ コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できること。例えばHTML、txt、csv、xhtml、epub、gml、kml等のほか、Word、Excel、PowerPoint等のデータが該当する（スキャンデータのようなものは該当しない）。

² 営利目的を含む、自由な利用（転載・コピー共有等）を行うこと。

- ・セキュリティ等の観点から、当局と協議の上、非公開とすべき部分については、特に以下の点に注意し、削除するなどの適切な処置を講ずること。
 - 報告書・E x c e l データ等に個人情報や不適切な企業情報が存在しないか。
 - 報告書（P D F）に目視では確認できない埋め込みデータ等が存在しないか。
 - E x c e l データ等に目視では確認できない非表示情報が存在しないか。
 - E x c e l データ等に非表示の行・列が存在しないか。
- ・公開可能かつ二次利用可能な図表等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - 図表等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

③様式1～様式3について

- ・（様式1）委託調査報告書骨子³
 - レイアウト（余白、フォント等）に従い、3枚以内にまとめた上でW o r d形式にて納入すること。
 - 図表は挿入せずテキスト形式で作成すること。
 - 見出しについては記載された項目のとおりとすること。
- ・（様式2）委託調査報告書公表用書誌情報⁴
 - ファイル形式はE x c e l形式で納入すること。
 - 報告書の英語版や概要版等、公表用の報告書と同一のP D Fファイルとすることが適当でない公表用の納入物がある場合には1つのP D Fファイルごとに作成すること。
- ・（様式3）二次利用未承諾リスト
 - 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることが前提だが、二次利用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、報告書の当該箇所に出典等を明示し、知的財産権の所在を明らかにした上で、当該データを様式3に記載すること（知的財産権の所在が不明なものも含む）。
 - ファイル形式はE x c e l形式で納入すること。
- ・様式1～3ダウンロード先
 - [委託調査報告書（METI/経済産業省）](#)

（5）納入方法

メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。なお、具体的な納入方法は当局と協議の上、決定すること。

公表用資料一式と非公表資料一式が紛れないように整理して納入すること。

（6）納入場所

中国経済産業局地域経済部地域経済課（産業人材政策担当）

³ 委託調査報告書のデータ利活用を促進するため、報告書の概要を骨子としてまとめるもの。

⁴ 本事業の報告書のオープンデータとしての公表に際し、データとしての検索性を高めるため、当該データの属性情報に関するデータを作成するもの。

(7) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(8) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年3月14日（金）

募集締切日：令和7年4月 3日（木）12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、参加を希望する方は「12. 問い合わせ先」へ令和7年3月18日（火）15時までにご連絡ください。（事前に接続テストの連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず『令和7年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」公募説明会出席登録』とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」をご記載ください。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

開催日時：令和7年3月19日（水）11時～12時

(3) 応募書類

①以下の書類を下記（4）により提出してください。

- ・申請書（別紙様式1）
- ・企画提案書（別紙様式2）
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙様式3）
- ・企画概要（別紙様式4）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ・その他添付資料

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（４）応募書類の提出先

応募書類はメールにより「12. 問い合わせ先」に記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。

※１通あたり 10MB を超えるメールは受信できませんので、サイズが大きくなる場合は分割してお送りください。

7. 審査・採択について

（１）審査方法

採択にあたっては、当局において、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たさない場合は、その時点で審査対象外となります。

①「４．応募資格」を満たしているか。

②提案内容が、「１．事業の目的」に合致しているか。

- ・中小企業等への訪問によるヒアリング等を通じて、中小企業等の経営強化のために必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理が行われているか。
- ・対象とする人材は、中小企業等の経営課題の解決に資する人材が想定されているか。
- ・参加企業の内定率や満足度を高める工夫があるなど、他の地域のモデルとなり得るような新規性又は先駆性が見られるか。
- ・広域的な取組が予定されているか。

③事業実施目標（KPI）は妥当であり、実現可能か。

④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

⑤事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

⑥中小企業等の人材確保支援に関する十分なノウハウ・実績を有しているか。

⑦本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

- ⑧本事業に係る経理・事務・実施する事業の調整等について、的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ⑨各地域で地域の関係機関と連携して、効果的な支援を実施することが可能か。
- ⑩コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑫適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑬事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っているか。
- ⑭事業費総額に対する再委託費の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（別添 1「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

<採択結果の決定及び通知について>

採択された申請者については、当局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- （１）採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7gaisan-1_format.pdf

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7con-bayhdole-1_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

（２）再委託比率が 50%を超える場合

- ・ 総額に対する再委託の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（別添 1「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- ・ 提案書等において再委託費率が 50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の

見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

9. 支援対象について

<本事業における「中小企業・小規模事業者」について>

(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

(注)大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

(2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの

- ①中小企業者と連携して事業を行うもの
- ②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているもの）
- ③新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの

<本事業における「経営支援機関」について>

商工会、商工会議所、金融機関、産業振興財団、中小企業団体中央会、税・法務関係士業、その他の認定経営革新等支援機関⁵等とする。

⁵ 認定経営革新等支援機関については、以下のサイトをご参照ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

＜本事業において想定する人材について＞

- ・「若者」については、「おおむね 20 歳代～30 歳代の大学生等や若手社会人（離職者を含む）」とする。
- ・「女性」については、「年齢問わず、育児・介護等で一度退職し再就職を希望する者等」とする。
- ・「シニア」については、「おおむね 55 歳以上で、1 つの専門分野でおおむね 10 年以上の職歴を有する者又は大企業 OB 等」とする。
- ・「高度外国人材」については、「年齢問わず、中小企業等の海外展開等に寄与し得る外国人留学生等」とする。

10. 経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 ただし、インターンシップ等に参加する者等の個人及び個別企業に直接払う経費は除く
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）に要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な消耗品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等

	について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※本委託事業によって取得した財産については、委託事業実施期間中のみならず、委託事業期間終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理していただく必要があり、当局の事前了解等なく、無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等してはいけません。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

11. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

○再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法の検討及びとりまとめ作業）

・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

- （３）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL のとおり。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- （４）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和 5 年 4 月 3 日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- （５）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

<原則開示とする書類>

・ 提案書等に添付された「再委託費率が 50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

12. 問い合わせ先

〒730-8531

広島県広島市中区上八丁堀 6-30

経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 地域経済課（産業人材政策担当）

担当：石崎、中原

E-mail：bzl-jinzai-chugoku◆meti.go.jp ※送信の際は「◆」を@に変更すること

※お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『令和 7 年度「中国経済産業局における地域

中小企業人材確保支援等調査・分析』』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで

作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むブラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項１）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 ２）	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和５年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成１８・０３・２２シ第１号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成１８・０３・２４シ第１号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 ３）	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 ４）	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 ５）	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項１）から１７）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 ６）	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機	

	器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	

情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 （1）各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 （2）情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 （3）不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。 （4）情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 （5）サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。 （6）受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。	
----------------------------------	--	--

	(7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。 ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。 10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。 また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNS を利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。 なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。	
--	--	--

情報セキュリティに関する事項 1 6)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。 6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	
情報セキュリティに関する事項 1 7)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。	

	併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	
--	---	--

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から17) までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1) に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。
(この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。)

(別紙様式 1)

受付番号
※記載不要

中国経済産業局長 殿

令和 7 年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当者	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

申請形式（該当箇所の□にチェックを入れてください）

☐単独申請

☐コンソーシアム形式

コンソーシアム事業者名（コンソーシアム形式による申請の場合は全ての事業者名を記載すること）

下記の応募資格・条件を満たしているか、□にチェックを入れて下さい。

- ☐①日本国内に拠点を有していること。
- ☐②本事業を的確に遂行する組織、人員等及び必要な経営基盤を有していること。
- ☐③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ☐④予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ☐⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ☐⑥別紙 1 のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ☐⑦過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ☐⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあっては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。又は、上記事業者と連携して事業を実施すること。

＜職業紹介の許可又は届出の状況＞ ※①～②のいずれかについて申請時点の状況を記載

①現在、職業紹介事業者である。

- | | |
|-------------|-------------|
| （１）許可・届出の別： | （２）無料・有料の別： |
| （３）受理番号： | （４）受理年月日： |
| （５）取扱職種： | （６）取扱場所： |

②現在、職業紹介事業者ではないが、職業紹介事業者となる見込みがある。

「令和○年○○月○○日 申請・届出」予定 ※申請・届出のいずれかに○

- | | |
|-------------|-------------|
| （１）許可・届出の別： | （２）無料・有料の別： |
| （３）取扱職種： | （４）取扱場所： |

※令和 7 年 3 月 31 日以降に申請・届出を行う場合は、その理由を記載すること。

理由：

(別紙様式 2)

受付番号
※記載不要

令和 7 年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の 2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。 * 事業の全体像及びポイント（参加企業数等の目標及び KPI を達成するためのポイント、中小企業等の人材課題等地域の実情を踏まえて）を記載すること。 * 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理方法を記載すること。 * 募集要領の「2. <事業の具体的な内容>」の各項目に沿ってイベントごとに、具体的な実施方法及び内容（セミナー等の実施場所、実施回数、参加企業数、参加対象人材（想定するスキル等を含む。）、参加者数及び中小企業等の人材課題解決に向けた具体的手法等についても記載すること。 * 参加企業の内定率や満足度を高める工夫や、事業内容の新規性、先駆性等についても記載すること。
2. 事業実施目標（K P I）
3. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
4. 人材確保支援に関するノウハウ・事業実績
* 組織及び事業従事者における事業を実施するに当たり必要な専門知識・ノウハウを記載すること。 * 類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）

5. 実施体制・役割分担等

- * 業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記述すること。
 - * 業務実施体制図を作成した上で、個々の業務担当が分かるようにし、役職及び担当者名を記述すること。
 - * 実務責任者の略歴を記載すること。
 - * 経理・事務処理担当者を明示すること。
 - * 類似事業の実績を有する場合で、その事業に従事していた者を従事させる場合に、本事業のどの業務に従事するのか、それによって本事業にどのように有益であるのかを記述すること。
 - * イベント情報の登録、アンケート実施・効果把握、参加企業のフォロー、事後調査及び中国経済産業局への報告を行う体制についても記述すること。
 - * コンソーシアム形式等により再委託を行う場合は、事業者間の業務分担、連携体制を記載し、各事業者間での業務実施体制、役割分担を記載すること。
 - * 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）
 - * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。
 - * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添1「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。

6. 情報管理体制

- * 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）
- * その他原課において必要と判断する書類等
- * 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（別添2にて提示）

7. 連携する各地域の関係機関（地方自治体、関係府省省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関他） ※予定の場合はその旨を記載すること。

- * 連携する地域の関係機関の名称、所在場所を明記すること。
- * 想定する連携内容を記載すること。

8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	
* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況 * 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）	
9. 事業費総額（千円）	
※記載している費目は例示。募集要領 10.（1）の区分に応じて必要経費を記載すること。	
I	人件費
II	事業費
	①旅費
	②会場費
	③謝金
	④補助職員人件費
III	再委託・外注費
IV	一般管理費
	小計
IV	消費税及び地方消費税
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

令和 年 月 日

中国経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

令和7年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」に応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

事業名

※募集要領 2. (1) ～ (3) から 1 つを選択の上、記載ください。

企画概要

※本事業の実施内容を 3 行程度で簡潔に記載ください。

・・・

企画内容

※本事業の実施内容について記載ください。
※必要に応じて実施体制図やスキーム図等を追加してください。

● (例) ○○活用セミナー

・・・

● ・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・

● ・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・



再委託費率が 50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和 7 年度「中国経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「11. その他(2) ①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「―」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「―」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類型(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)が示すように、(落札者)と委託、外注先の業務体系が(事業類型Ⅰ～Ⅲの内容)のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託(契約書上の再委託: 第 7 条 1 項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100 により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先(再々委託先及びそれ以下の委託先を含む)及び契約金額等

再委託名	精 算 の 有 無	契約金額（見込 み）（円）	比率	再委託先の 選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

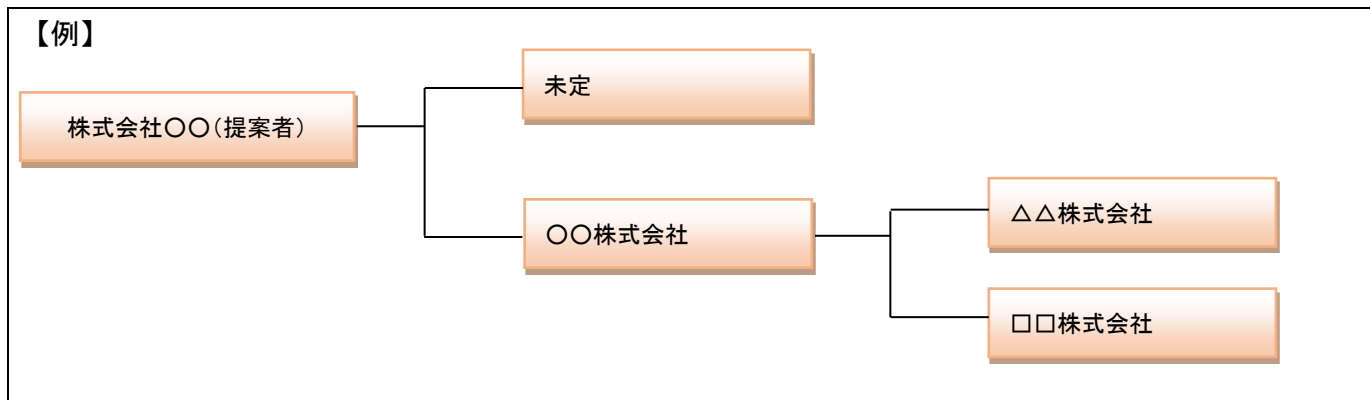
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（２．

記載の内容のとおり)については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●(株):・・・分野における各種データ収集・分析については、●●(株)の有する・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●(株)に再委託する。

○○(株):

△△(株):

■(株):

▲(株):

※本理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が 50%を超える理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を(別紙)として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

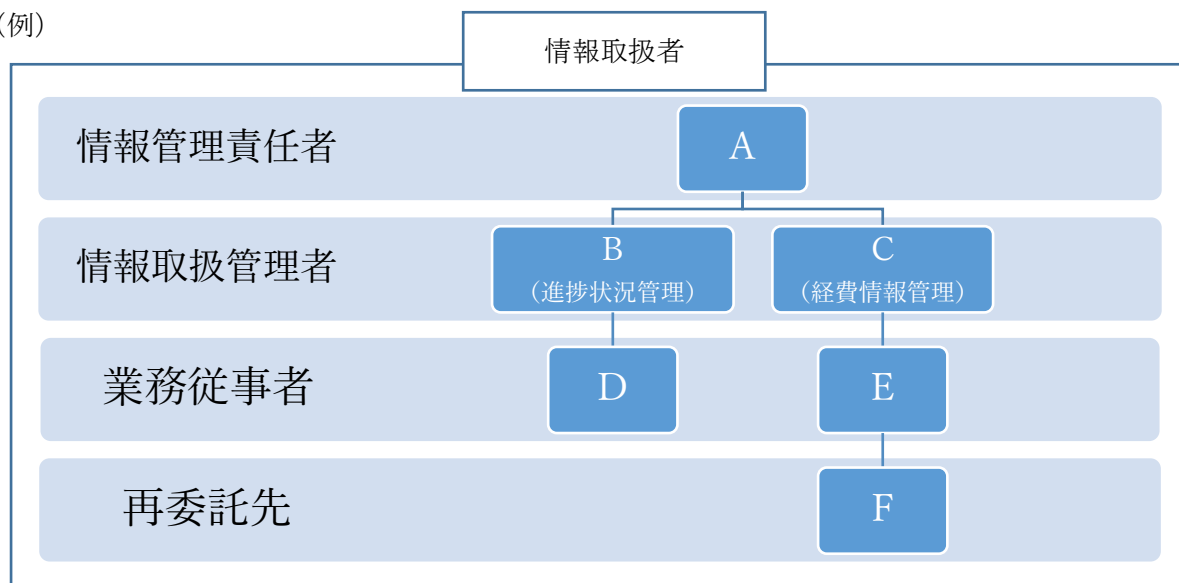
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。